

横須賀市格付け制度

1 格付け制度の概要

- (1) 格付け等級は市内事業者に対して、事業者ごと業種ごとに設定します。
- (2) 格付けを行う業種は、土木一式、建築一式、電気、管、舗装、塗装、造園、水道施設の 8 業種とします。市内事業者限定の 8 業種の工事発注は、原則、格付け等級を入札参加条件とします。
- (3) 格付け等級は、「経審の総合評定値」に「発注者評価点」を加えて算出した「総合点数」を基に、業種ごとに予め設定した複数段階の総合点数レベルから該当ランク（等級）を決定します。
- (4) 等級区分は、業種により 4 区分、3 区分、2 区分（A、B、C、D を使用）とします。
- (5) 発注者評価項目・配点、等級区分、等級判定基準、発注標準金額等の格付けに必要な基準は、毎年度見直しを行います。各基準は、見直しを行う都度、公表します。
現年度の発注状況により、発注標準金額区分によらない発注となる場合があります。
- (6) 格付け時期
 - ① 格付けの基データとなる「経審点」及び「発注者評価点」は、毎年度 12 月 31 日時点、の内容で毎年 1 月の申請手続きに基づき確定します。工事の成績平均点は年度末（3 月 31 日まで）で判定します。
 - ② 上記①で確定したデータを使用して、毎年度、5 月上旬に一斉格付けを行います。
- (7) 格付け制度のイメージ図は、以下のとおりとなります。実際の基準とは異なります。

図表 1-1：格付け等級区分決定イメージ

建設業種	①総合評定値（P）	②発注者評価点	③総合点数（①+②）	④等級
土木一式	900	100	1,000	A
建築一式	600	50	650	B
：	以下、同様に業種ごとに総合点数を算出し、等級を確定する。			

図表 1-2：等級区別の発注標準金額イメージ

建設業種	等級区分	総合点数	発注標準金額
土木一式	A	1,000 点以上	すべて
	B	700 点以上	5,000 万円未満
	C	300 点以上	1,000 万円未満
建築一式	A	750 点以上	すべて
	B	300 点以上	5,000 万円未満
：	以下、同様に業種ごとに等級区別の発注標準金額を定める。		

2 発注者評価点（主観点）

- (1) 概要
 - ① 発注者評価点は、本市独自で設定・評価します。（「(2) 評価項目と配点」を参照）
 - ② 原則、毎年度、「評価項目」及び「配点」を見直します。
 - ③ 工事成績項目における配点は、「(3) 工事成績の配点方法」のとおりとなります。

(2) 評価項目と配点

区分	評価項目	評価基準	配点（※1、2）
工事成績	工事成績点	・過去3年間の工事成績平均点（業種ごとに算出）	-20～75点
	優良工事	・過去3年間の優良工事認定件数（業種ごとに算出）	件数×5点 （※上限15点）
地域貢献	災害緊急協力	・本市「災害緊急協力事業者登録制度（※3）」における災害協力点（業種ごとに算出）（格付け年度時点）	2～12点 （※上限12点）
	防災協力	・本市「災害緊急協力事業者登録制度（※3）」において、特別加点を受けている事業者（格付け年度時点）	10点
	消防団活動への協力	・消防団員2名以上（申請日時点）	5点
	市民雇用	・市内居住の常勤雇用人数（申請日時点）	・1～5人：1点 ・6～10人：3点 ・11～20人：5点 ・21～30人：10点 ・31人以上：15点
社会貢献	障害者雇用	・法定雇用人数を超えた障害者雇用（申請日時点） （※43.5人未満の事業者は1人以上雇用）	5点
	男女共同参画	・申請日時点で以下の①～③のいずれかの要件を満たすこと（①、②は申請日現在で計画期間中であること） ①「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定している。 ②「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定している。 ③育児休業制度、介護休業制度の採用	いずれか1つに該当している場合 5点
	協力雇用主	・申請日時点で以下の①か②の要件を満たすこと ①保護観察対象者等（※）の協力雇用主として横浜保護観察所に登録がある事業者 ②上記①の協力雇用主として横浜保護観察所に登録がある事業者で、横浜保護観察所に証明依頼書を提出した日から遡った2年間のうち、連続する3か月以上、保護観察対象者等の雇用実績のある事業者（証明依頼書に記載の提出日が、本市への申請日から1か月以内のものに限る） ※保護観察対象者等の範囲は、「保護観察対象者等の雇用に関する証明依頼書（本市指定書式）」を参照。	①該当：3点 ②該当：5点 ※①と②の重複加 点を行わない

※1 発注者評価点は、合計で147点を限度とします。

※2 「業種ごとに算出」とした項目は、登録業種ごとに点数を算出・配点します。それ以外の項目は、登録業種すべてに同一点数を配点します。

※3 詳細については、ホームページ（契約・検査）災害緊急協力事業者登録制度をご覧ください。

(3) 工事成績点の配点方法（業種ごと）

令和6年度

「令和3～5年度の工事成績平均点から算出した発注者評価点（図表2）」を配点します。

図表2：令和3～5年度の工事成績平均点から算出した発注者評価点の計算式

工事成績平均点 ※	計算方法	配点の範囲
80点以上	一律 75点	75点
76点以上 80点未満	$(\text{工事成績平均点} - 66) \times 4 + 20$	60点～72点
74点以上 76点未満	$(\text{工事成績平均点} - 61) \times 3 + 15$	54点～57点
69点以上 74点未満	$(\text{工事成績平均点} - 56) \times 2 + 13$	39点～47点
41点以上 69点未満	一律 0点	0点
41点未満	一律 -20点	-20点

※工事成績平均点に小数点以下の数値がある場合は、小数点以下を切り捨てた数値を採用します。

※ 令和6年度以降は、直近の過去3年度に評定した工事成績平均点から算出した発注者評価点を配点します（例えば、令和6年度の格付けは、令和3～5年度の工事成績が対象）。ただし、発注者評価点の計算式は、令和5年度と異なる場合があります。

(4) 優良工事認定の対象期間

優良工事における発注者評価点を算出する際の、算定対象期間については、以下のとおりとします。（業種ごと）

- ・令和6年度：令和3～5年度の3年間に評定した工事成績。

※ 令和6年度以降は、直近の過去3年度に評定した工事成績を対象とします。

(5) 災害緊急協力の配点方法（業種ごと）

下表の3種類の点数の合計点を「災害協力点」として、災害緊急協力事業者ごと、登録業種ごとに算出します。災害協力点は、登録業種ごとに、上限を12点とします。

区分	内容
① 登録加点	登録事業者には、年度中2点を配点します。（登録業種ごとに算出）
② 出動加点	登録更新時に前年の1月から12月の出動協力実績に応じて、出動1回ごとに2点を加点します。（登録業種ごとに算出）
③ 特別加点	<p>本市と防災協定を締結し、平常時から防災対策等※を2項目以上実施した場合、4点の特別加点をすることがあります。（特別加点を行う場合は、登録業種すべてに4点を加点）</p> <p>※平常時から防災対策等</p> <p>ア) 自主的に本市と合同で防災訓練を企画・実施したこと</p> <p>イ) 本市との事前の取り決めに沿って、自主的な無償パトロールを実施したこと</p> <p>ウ) その他、災害対策に関する備品等の購入など経費を伴う準備等を実施したこと</p>

(6) 評価項目確認方法（提出書類）

区分	評価項目	確認方法	提出書類
工事成績	工事成績点	本市工事等成績評定による評定点	なし
	優良工事	本市工事等成績評定による優良工事認定の件数	なし
地域貢献	災害緊急協力	本市災害緊急協力事業者登録制度に基づく出動回数	なし
	防災協力	本市災害緊急協力事業者登録制度に基づく特別加点	なし
	消防団活動への協力	「本市消防団の加入」及び「団員の常勤性」が確認できる書類 【消防団の加入を証明する書類】 ・消防団員手帳の氏名が確認できるページの写し、消防団員証明書の写し、もしくは消防団員証の写し 【団員の常勤性が確認できる書類】 ・健康保険証(両面)、監理技術者証(両面)の写し等	あり
	市民雇用	市内居住及び常勤雇用のいずれも確認できる書類 【書類】 ・給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し ・健康保険証(両面)、監理技術者証(両面)等の写し	あり
社会貢献	障害者雇用	①法定雇用義務あり 障害者雇用状況報告書（労働局又は公共職業安定所の受付印があるものに限る）の写し ②法定雇用義務なし 「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し」及び「雇用が確認できる書類（健康保険証(両面)、特別徴収通知書の写し等）」	あり
	男女共同参画 ※右記、①～③のいずれか1つに該当している場合	①「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定している。 ②「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定している。 ③「育児休業制度」及び「介護休業制度」の採用 【①、②の確認方法】 都道府県労働局の受付印のある「一般事業主行動計画策定・変更届」（申請日現在で計画期間中であること） 【③の確認方法】 事業者名、育児休業制度、介護休業制度の内容が確認できる就業規則の写し（常用雇用労働者数10人以上の事業所については、労働基準監督署の受付印があるものに限る。）	あり

区分	評価項目	確認方法	提出書類
社会貢献	協力雇用主	<p>①保護観察対象者等（※）の協力雇用主として横浜保護観察所に登録がある事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜保護観察所が発行する、協力雇用主として登録したことを連絡した通知書の写し <p>②上記①の協力雇用主として横浜保護観察所に登録がある事業者で、横浜保護観察所に証明依頼書を提出した日から遡った2年間のうち、連続する3か月以上、保護観察対象者等の雇用実績のある事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜保護観察所から証明を受けた「保護観察対象者等の雇用に関する証明依頼書（本市指定書式）」（証明依頼書に記載の提出日が、本市への申請日から1カ月以内のものに限る） <p>※保護観察対象者等の範囲は、「保護観察対象者等の雇用に関する証明依頼書（本市指定書式）」を参照。</p>	あり

※ 提出書類は、毎年度の格付けに伴う手続きについてのご案内で確認してください。

3 格付けの実施スケジュール

(1) 格付けの実施時期

- ① 格付けの基データとなる「経審点」及び「発注者評価点」は、毎年度1月に受け付ける格付け申請手続きで申請された内容を基に確定します。
- ② 上記①で確定したデータを使用して、毎年度、5月上旬に一斉格付けを行います。競争入札参加資格（認定）が切れている事業者は、5月上旬の格付けは行いません。
- ③ 5月上旬の一斉格付け後に競争入札参加資格の変更を行ったとしても、翌年度5月の一斉格付けまでは、等級の変更は行いません。また、一斉格付け後に、登録申請により格付け対象の業種を追加した場合、当該業種の格付けは、業種の追加登録承認後となります。
- ④ 競争入札参加資格に新規登録した事業者は、登録開始日時点で、格付けを行います。
- ⑤ 発注者評価項目・配点、等級区分、等級判定基準、発注標準金額等の格付けに必要な基準は、毎年度見直しを行います。各基準は、見直しを行う都度、公表します。

【格付け実施のスケジュール図】

	X-1年度		X年度		X+1年度
	12月	1月	4～5月	5～3月	4～3月
登録済事業者	12月31日付格付けの基データ確定	X年度の格付け申請受付	X年度の格付けを5月に実施	X年度の格付け発注 1月 X+1年度の格付け申請・実施	以降同様
新規登録事業者	・新規登録時に発注者評価項目申請 ・新規登録開始日付で格付けを行う				

平成30年12月3日改正

平成31年4月1日改正

令和2年4月1日改正

令和3年4月1日改正

令和6年4月1日改正